

森林組合たより

<https://wagousin.net>

Vol. 2024-01
令和7年2月20日

組合たより編集室

第76回 通常総会を開催

4月30日(火)に和合会館で令和5年度通常総会が開催され、全案件が承認されました。決議に際しては組合員の皆様にご協力を頂きありがとうございました。



相続登記が義務化されました

これまで任意手続きであった土地や建物などの不動産に対する相続登記が、相続で取得してから3年以内に登記手続きを行うよう令和6年4月より義務化されました。また、令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、令和9年3月末までに相続登記を済ませる必要があります。期限までに手続きをしなかった場合、罰則の対象となってしまいます。

山林を所有される組合員の皆様にも手続きをされていない方、これから行う方もいらっしゃると思います。準備や手続きにはそれなりに時間がかかる場合がございます。相続された方はお早めに対象の山林を管轄する法務局にて登記申請手続きを行いましょう。

制度の詳細は、同封のチラシ(法務省作成)や法務省特設ページ(右のQRコードからアクセスできます)等でご確認いただけます。手続き等については法務局へお問い合わせください。



法務省特設ページ

登記手続きだけでなく、山林所在地の市区町村への届出、加入している森林組合で変更の手続きが必要になります。詳しくは山林所在地の市町村、加入する森林組合までご連絡をお願いいたします。

主伐・再造林の推進に向けて林業用重機を追加導入

現場で使用する林業用重機はレンタル機をメインに使用しておりました。しかし、林業用重機はレンタル機台数が少ない上にレンタル費用も嵩みがちであり、この度ウィンチ付きグラップルを導入しました。所有者様へ少しでも多く還元できるようしっかりと活用してまいります。

主伐・再造林については裏表紙に簡単にまとめておりますので、そちらをご覧ください。





～ 組合よりお知らせ ～

組合ホームページをリニューアルしました

5月末頃に新しいホームページへの切り替えを行いました。不定期ではありますが、和合での出来事や、組合からのお知らせ、購買商品の紹介など、こまめに情報発信できたらと考えております。お問合せフォームも設置しておりますので、購買商品の購入や、お山のお手入れ・草刈り等の作業依頼など、電話だけでなくホームページからもお問い合わせ・ご依頼いただけます。たまに覗いて頂けると嬉しいです。



組合HP

SBCラジオ「信州から届け!森人日記」に出演

長野県に18ある森林組合の森林を仕事場として働く人々を森人と呼び、その方々の日常をお伝えするラジオ番組が放送され、その最終回の放送に1名が出演しました。YouTubeでアーカイブ視聴が可能です。視聴環境のある方は是非ご覧ください。



アーカイブURL

クマ除けアイテム販売中

近年全国的にクマの出没・人身被害が相次ぎ、長野県内でもクマによる人身被害が複数発生。令和6年では、県内各地で出没警報や注意報が長い間発出されました。和合地区内でも、取り引きのある木材運搬業者の方が襲われそうになった他、5～6件の目撃情報が寄せられました。山菜採りやキノコ採り、魚釣りなどの際は、クマ対策をしっかりとるよう県からも複数回要請が入りました。当組合ではクマ除け鈴やクマ除けスプレーなどの取り扱いもごさいます。お求めの場合はお問い合わせください。



和合産松茸 久々の豊作

令和6年の和合産松茸の発生は、降雨の少なさから心配されていましたが、スタートこそ遅かったものの、最終的には近年稀にみる豊作年となりました。組合へ持ち込まれる量も注文も多く、市場や取引先への出荷で慌ただしい日々を送りました。和合は松茸に適した地質の山が多く、今後は在籍する『まつたけ山管理士』による和合産松茸の生産力向上のための環境整備講習などを行っていかれたらと考えています。



山林売買を検討されている方へ

相続登記の義務化がスタートした影響もあり、例年よりも「山林を売りたい」、「安くてもいいから手放したい」、「伐採して木を売ってから山を売りたい」といった山林の売買に関するご相談を多くいただいております。

そういった組合員の皆様のご要望にお応えするため、希望額をお聞きしながら適正な山林の評価額をもとに、購入を希望される方へマッチング・販売できるよう努めております。所有山林を手放したい方、山林を購入したい方はお気軽に組合までご相談ください。

相続や住所変更の時は森林組合へ

相続などで組合員名義が変更になる場合や、引っ越しなどで住所が変更になる場合は、ご登録いただいている組合員情報の変更手続きが必要になります。皆様からの届出がない場合、森林組合では把握できませんので、お手数ですが変更がございましたら必ずお申し出くださいますようお願いいたします。

必要な様式は組合事務所でご用意している他、一部の様式は組合ホームページよりダウンロードできるようになっております。ダウンロードは、ホームページ上部メニューの【組合員の皆様へ】を開き、ページ下部の「各種書類」の所にございます。不明な点などございましたら、お気軽にご相談ください。

法務局への相続登記、山林所在地の市区町村へ届出と併せてお願いします。

第77回 通常総会開催について

次回、第77回通常総会を令和7年4月に開催予定です。詳細は総会資料の送付とともにご案内いたします。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

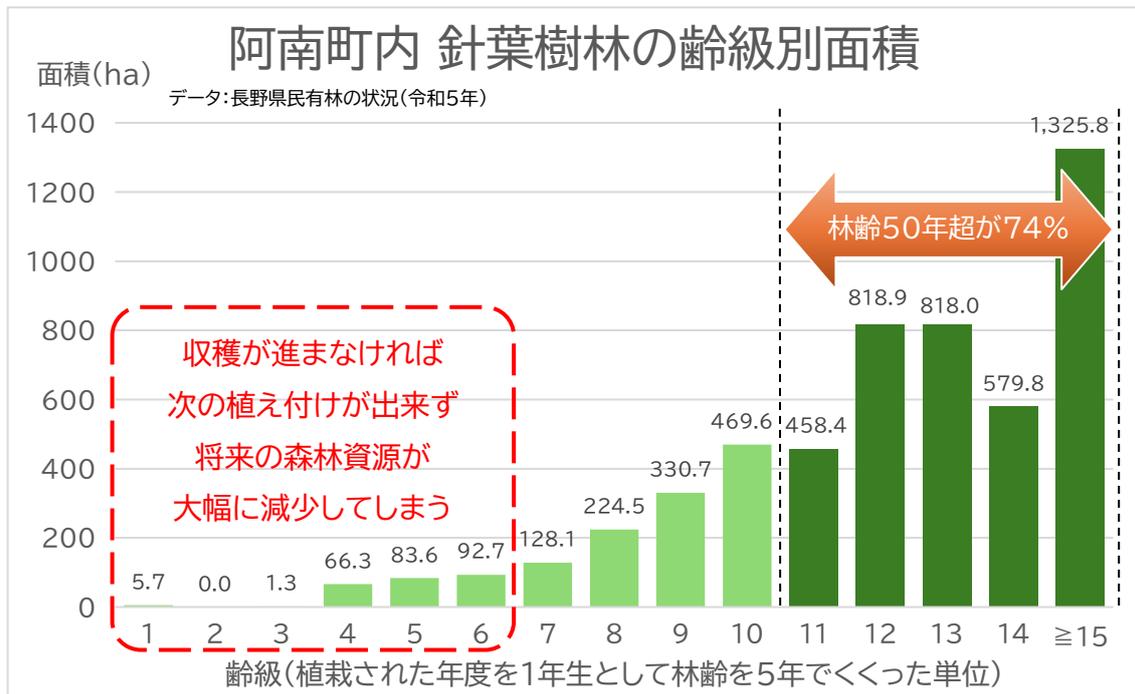
人事異動

採用	令和6年1月5日付	技師	松下 綾一
		事務	小木曾 久美
退職	令和5年12月31日付	技師	黒木 理沙
	令和6年1月31日付	技師	伊藤 英典
	令和7年1月14日付	技能職員	村澤 徳次

和合森林組合 長野県下伊那郡阿南町和合886
TEL(0260)24-2903 FAX(0260)24-2980
<https://wagousin.net>

主伐・再造林を推進しています

昭和 30～40 年代にかけて植林された人工林が全国的に収穫期(伐採適齢期)を迎えています。全国的に見ても長野県は収穫可能な森林の比率が高く、阿南町内だけで見ても7割(下図参照)を占めています。また、収穫しなければ再造林も出来ないため、若い森林が少なく将来の森林資源が減少してしまう他、二酸化炭素の吸収量が低下してしまう事が考えられ、主伐・再造林を本格化していく必要があります。



収穫を遅らせれば大径材になり価値が上がると思われがちですが、現代においては大径材の需要低下、製材機の規格に合わず製材出来ない、搬出コストの増加、芯腐れによる価値消失など、収益性(所有者様への還元)の低下に繋がります。

農作物で例えると、大径化した木は熟れ過ぎて腐った果物、繊維が固く食味が悪くなった野菜であり、再造林が出来ないのは、次の作付けを行わず放置して食料飢饉を人為的に起こすような物です。野菜は1年たたずに収穫できる物がほとんどですが、植林された木々は数十年の歳月を経て収穫となります。この歳月を取り返すことはできません。

今が収穫期！再造林で若返りを！